

平川市発注建築工事における「週休２日確保工事」実施要領

1 趣旨

本要領は、平川市が発注する建築工事（電気・機械設備工事等を含む）において、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休２日確保工事の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。なお、定めないものについては青森県制定の「建築工事における「週休２日確保工事」実施要領」に準ずるものとする。ただし、「７工事成績評定」及び「８証明書の発行」は除く。

2 週休２日確保工事の発注

工事発注時、以下の（１）または（２）を選択することとし、週休２日の確保における発注者指定、受注者希望または週休２日対象外の別、労務費補正の適用の有無を現場説明書に明示する。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、すべての工事について同一の方式を選択する。

（１）発注者指定方式

発注者が月単位の週休２日に取り組むことを指定する方式（通期の週休２日は必須）

（２）受注者希望方式

受注者が工事着工前に発注者に対して月単位の週休２日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休２日は必須）

（３）対象外工事

全ての工事は上記（１）または（２）のいずれかを選択することを原則とするが、以下の工事は対象外とする。

ア 緊急を要する工事

イ その他、週休２日の確保が適当でないと判断される工事（小規模工事等）

3 附則

この要領は、令和７年２月１日以降公告、又は指名通知となる工事から適用する。